

3市共同資源化推進市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 小平・村山・大和衛生組合(以下「組合」という。)は、小平市、東大和市及び武蔵村山市(以下「組織市3市」という。)における共同の資源化のあり方を検討し、組織市3市の市民とともに、望ましい循環型社会の形成を推進するため、3市共同資源化推進市民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、管理者の求めに応じ、次に掲げる事項について検討し、または必要な意見を述べることができる。

- (1) 組織市3市の資源化基準の統一に関すること
- (2) 循環型社会形成に向けた普及・啓発事業に関すること
- (3) 3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のあり方に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 組織市3市の公募による市民 各2人以内
- (2) 組織市3市の廃棄物減量等推進審議会から推薦を受けた者 各1人
- (3) 小平・村山・大和衛生組合のごみ処理に関する連絡協議会から推薦を受けた者及び東大和市から推薦を受けた自治会代表者 3人以内
- (4) 学識経験者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集し、座長はその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものから意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、組合において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が懇談会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月19日から施行する。